

国民健康保険税のしおり

シリーズ8

県下80市町村の国保税の状況は……

昭和60年度の一世帯あたりの国保税は次のとおりです。

税 額	市町村数	税 額	市町村数
16万円台	2 町	11万円台	13市町村
15万円台	4 市町村	10万円台	光町を含む 17市町村
14万円台	6 町村		
13万円台	10市町村	9 万円台	5 市町村
12万円台	22市町村	8 万円台	1 市

以上、8回にわたって国民健康保険制度と、国保税のあらましをおつたえしました。次に2つの質問にお答えしこのシリーズを終わりいたします。

〔問〕 所得割は前年の所得が、資産割は国保税が課税される年度分の固定資産税が対象になるそうですが、いつ現在でとらえるのでしょうか。

〔答〕 国民健康保険に加入しているかどうか、つまり国保税の納税義務が発生しているかどうかなどの状況をとらえる時期を「賦課期日」といいます。この賦課期日は4月1日です。したがって、4月1日に国民健康保険に加入している世帯と被保険者について、所得にあつては前年の1月1日から12月末日までの状況が、資産についてはその年の1月1日現在の所有の状況が課税の対象となります。

〔問〕 私の長男は会社勤めをしていて、勤務先で社会

保険に加入していますが、農業をついでくれるということで8月一杯で退職の決心をしてくれました。我が家の状況は次のとおりですが、国保税はどうなりますか。なお、長男名義の固定資産はありません。

私（世帯主）と妻…国民健康保険に加入、年税額19万2千円長男、長男の妻、長男の長男…社会保険加入、前年の給与収入は240万円

〔答〕 まず、昭和63年度の税率は、①所得割は100分の7 ②被保険者均等割は1人9,000円です。

つぎに長男の所得を計算すると次のようになります。

給与収入(240万円) - 給与所得控除(88万5千円) - 給与所得特別控除(2万円) - 基礎控除(28万円) = 国保税の対象となる所得。これに①の税率をかけると、所得割の税額が8万5,050円となります。

また、あらたに国民健康保険に加入するのは3人ですから、均等割は2万7千円となり、所得割と合計して11万2,050円となります。

ところで、8月一杯で退職ですから9月1日から国民健康保険に加入することになり、9月から翌年3月末までの7ヵ月間の月割課税となります。

したがって、11万2,050円の12ヵ月分の7ヵ月、つまり6万5,360円が新に増えることになり、あなたの年税額19万2千円と合わせ25万7,360円となります。なお、シリーズ7でおつたえしたように長男の収入や、均等割額であっても、課税は世帯主であるあなたの名義となります。

—— 健康の基本は 明るい納税から ——

(おわり)

確定申告が間違っていたときは

確定申告書を提出した後で、内容を間違えていたことに気がついたときには、次のような方法で間違いを訂正することができます。

多く申告したときは「更正の請求」を

所得金額、所得控除額、税額控除額の間違いや計算間違いなどで、税額を多く計算したことになった場合は、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

「更正の請求」は、税務署に用意してある更正の請求書に必要な事項、金額を記入して提出するもので、税務署がその内容を正当と認めるときは、納め過ぎの税金が還付されます。

更正の請求ができる期間は申告期限から一年以内です(六十二年分については昭和六十四年三月十五日まで)

少なく申告していたときは「修正申告」を

確定申告後に税額を少なく申告していたことに気づいたときは「修正申告」をして正しい税額に訂正してください。

修正申告は、なるべく早く、

自主的に行ってください。税務署の調査が行なわれた後で修正申告すると、それによって新たに納めることになった税額のほか、その修正申告により納付すべき税額の一〇パーセントに相当する過小申告加算税を支払わなくてはなりません。(ただし、期限内申告額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する税額の一〇パーセントが加算されます。)

ただし、税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合は、過小申告加算税はかかりません。

